

津市母子父子寡婦福祉会からの役務の提供に関する要綱

平成21年3月31日訓第21号

改正 平成26年4月1日訓第15号

平成27年10月1日訓第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の雇用の促進を図るため、津市母子父子寡婦福祉会（以下「母子父子寡婦福祉会」という。）から役務の提供を受けることに関し必要な事項を定める。

(発注見通しの公表等)

第2条 母子父子寡婦福祉会からの役務の提供について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（以下「契約」という。）を締結しようとする担当の課長等（以下「契約担当課長」という。）は、当該契約を締結するまでに、契約の発注見通し状況報告書（第1号様式）を作成し、こども支援課長に提出しなければならない。

2 こども支援課長は、前項の規定による提出があったときは、発注見通しの状況を一覧にとりまとめ、調達契約課長に提出しなければならない。

3 調達契約課長は、前項の規定による提出があったときは、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、発注見通しの状況を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表は、本市のホームページへの掲載により行うものとする。

(契約締結状況の公表等)

第3条 契約担当課長は、契約の締結後、速やかに契約締結状況報告書（第2号様式）を作成し、こども支援課長に提出しなければならない。

2 こども支援課長は、前項の規定による提出があったときは、契約締結状況を一覧にとりまとめ、調達契約課長に提出しなければならない。

3 調達契約課長は、前項の規定による提出があったときは、規則第9条の2第2項の規定に基づき、契約締結状況を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表は、本市のホームページへの掲載により行うものとする。

する。

(公表期限)

第4条 第2条第4項及び前条第4項の公表期限は、契約の履行開始日の属する年度の3月31日までとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、契約の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年津市訓第15号)

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日津市訓第77号)

この訓は、平成27年10月5日から施行する。